

「赤坂自民亭」における小野寺防衛大臣による自衛隊への指示をめぐる説明に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

平成三十年七月十九日

福島みずほ

参議院議長 伊達忠一殿



「赤坂自民亭」における小野寺防衛大臣による自衛隊への指示をめぐる説明に関する質問主意

書

二〇一八年七月五日夜、議員宿舎で開かれた自民党議員の酒席（以下「赤坂自民亭」という。）に出席した小野寺防衛大臣による平成三十年七月豪雨に関する自衛隊への指示の有無とその説明に関して以下、質問する。

一 小野寺防衛大臣は同年七月十日の記者会見において、赤坂自民亭について「私も出ていた。指示をし終わった後、議員宿舎で待機していたので、その際に集会所に行って顔を出した。だが防衛省からは随時連絡が来ており、その都度指示を出していたので特に支障はないと思っている。」旨説明した。しかし、その後、同月十三日の記者会見では「酒席の場で連絡を受けたり、報告をしたりしたということはない。」旨述べ、同月十日の記者会見における発言を訂正した。

小野寺防衛大臣は赤坂自民亭へ出席していた時間帯において、自衛隊への指示を一切出していないという点で間違いはないか。また、小野寺防衛大臣が同月十日の記者会見で、「その都度指示を出していた」という虚偽の事実を述べたのはなぜか。

二 七月五日、小野寺防衛大臣が赤坂自民亭に顔を出した以前に自衛隊に対して出したすべての指示の詳細を、時系列に沿って明らかにされたい。

三 七月五日、小野寺防衛大臣が赤坂自民亭退席後に自衛隊に対して指示を出していた場合、すべての指示の詳細を、時系列に沿って明らかにされたい。

四 前記一に関し、平成三十年七月豪雨による甚大な被害が拡大する最中において、災害救助を担う自衛隊を指揮する防衛大臣が、酒席に没頭し、その間何ら情報伝達や指示を行わなかったということに対する責任をどう取るか。

五 前記一に関し、小野寺防衛大臣が責任逃れのために虚偽の事実を述べたことに対する責任をどう取るか。

右質問する。